

## 類似商号団体からの請求等にご注意ください (架空請求メール)

最近、「債権管理回収業務委託顧問弁護士」より「信用保証協会の委託に基づいて信用保証協会の債権の管理回収を行っています。」と称して、架空代金請求メールが送られているケースが発生しているとの情報が寄せられています。

信用保証協会では、「保証協会債権回収株式会社」以外、求償権回収の委託を一切行っておらずメールでの請求もしておりませんので、ご注意ください。

万一、不審なメールがあった場合には、お近くの警察署や消費者センターなどにご相談いただきますようお願いいたします。